

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書

社会福祉事業や医療に従事する者の労働環境改善をめぐる動きとしては、2007年に見直された福祉人材確保指針において、福祉・介護サービス従事者の労働環境の改善が人材確保のための一つのポイントとして捉えられたほか、2011年には、厚生労働省から、看護師等に係る夜勤交代制労働の負担軽減など、勤務環境の改善への協力を求める通知が各都道府県あてに発出された。また、2014年に医療法が改正されたことにより、医療従事者の勤務環境改善に係る努力義務規定が追加され、各都道府県に医療勤務環境改善支援センターが整備されることとなった。

しかし、依然として、16時間を超える長時間夜勤や休息できないほどの短い勤務間隔、介護施設などでの1人夜勤などの実態は改善されていないことから、2007年の国会決議（夜勤は患者10人に1人以上、昼間は患者4人に1人以上など看護職員配置基準の抜本改善、夜勤の月8日以内の規制など）の早期実現はもちろん、ILO看護職員条約・勧告、EU労働時間指令などの国際基準に照らした改善が求められる。

よって、政府においては、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 長時間労働の是正、勤務間のインターバル確保、夜勤回数の低減などの労働環境改善策を進めること。
- 2 夜勤交代制労働者が休憩・仮眠を取れる体制を確保すること。
- 3 介護施設などにおける1人夜勤を見直すこと。
- 4 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職の負担を軽減すること。

以上、地方自治法99条に規定により、意見書を提出する。

平成29年（2017年）6月13日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、厚生労働大臣

（提出者）民進党市民連合及び日本共産党所属議員全員並びに
無所属坂本きょう子議員及び維新の党中山真一議員